

令和3年8月31日提出

## 令和3年9月市議会定例会

### 説明書・参考

〔  
報告第20号  
議案第77号～議案第83号  
〕

島 田 市



# 説 明 書

報告第20号 専決処分の報告について（島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、引用する条文を整理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定により専決処分し、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第77号 島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、川根地区における固定資産税の特例について、その対象となる業種の追加、資産の取得価格に係る要件の見直し、適用期限の延長等を行うため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです

参考は、別紙のとおりです。

議案第78号 島田市川根温泉ホテル条例の一部を改正する条例について

過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、引用する計画名の変更等を行うため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第79号 島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行を受け、条文を整備するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第80号 島田市教育センター条例の一部を改正する条例について

島田市教育センターの島田市立北中学校跡地への移転に伴い、その位置を改めるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第81号 市道路線の廃止について

鍋島地区において行った狭小路線調査により法定外道路相当と認められた5路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法

第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第82号 島田市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする新たな市町村計画を策定するため、同法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第83号 令和2年度島田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度未処分利益剰余金のうち、1億7,000万円を自己資本金へ組み入れ、1億2,000万円を建設改良積立金に積み立て、その残余を翌年度繰越利益剰余金とするため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

# 目 次

報告第20号	専決処分の報告について（島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例） ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第77号	島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	3
議案第78号	島田市川根温泉ホテル条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	7
議案第79号	島田市子育て世代型住宅条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	9
議案第80号	島田市教育センター条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	11
議案第81号	市道路線の廃止について ◇市道廃止路線位置図 -----	13

（付記）

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

新 条 文

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 省略

# 対 照 表

## 律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

旧 条 文
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の規定による特定個人情報の提供は、別表の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p> <p>2 省略</p>

# 議案第77号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市過疎地域における固定資産税の特例に関する条例

### 新 条 文

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、産業振興促進区域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号。以下「政令」という。）附則第4条第2項の規定により適用される政令附則第3条第2項の規定によりその例によることとされる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により定める過疎地域持続的発展市町村計画であって本市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をした者に対する固定資産税の課税について、島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の特例を定めることを目的とする。

(特例適用の範囲)

第2条 この条例の規定による特例の対象となる固定資産は、産業振興促進区域内において、政令附則第4条第1項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、青色申告書を提出する個人又は法人が、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした場合の当該特別償却設備である当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）とする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

# 対 照 表

## 旧 条 文

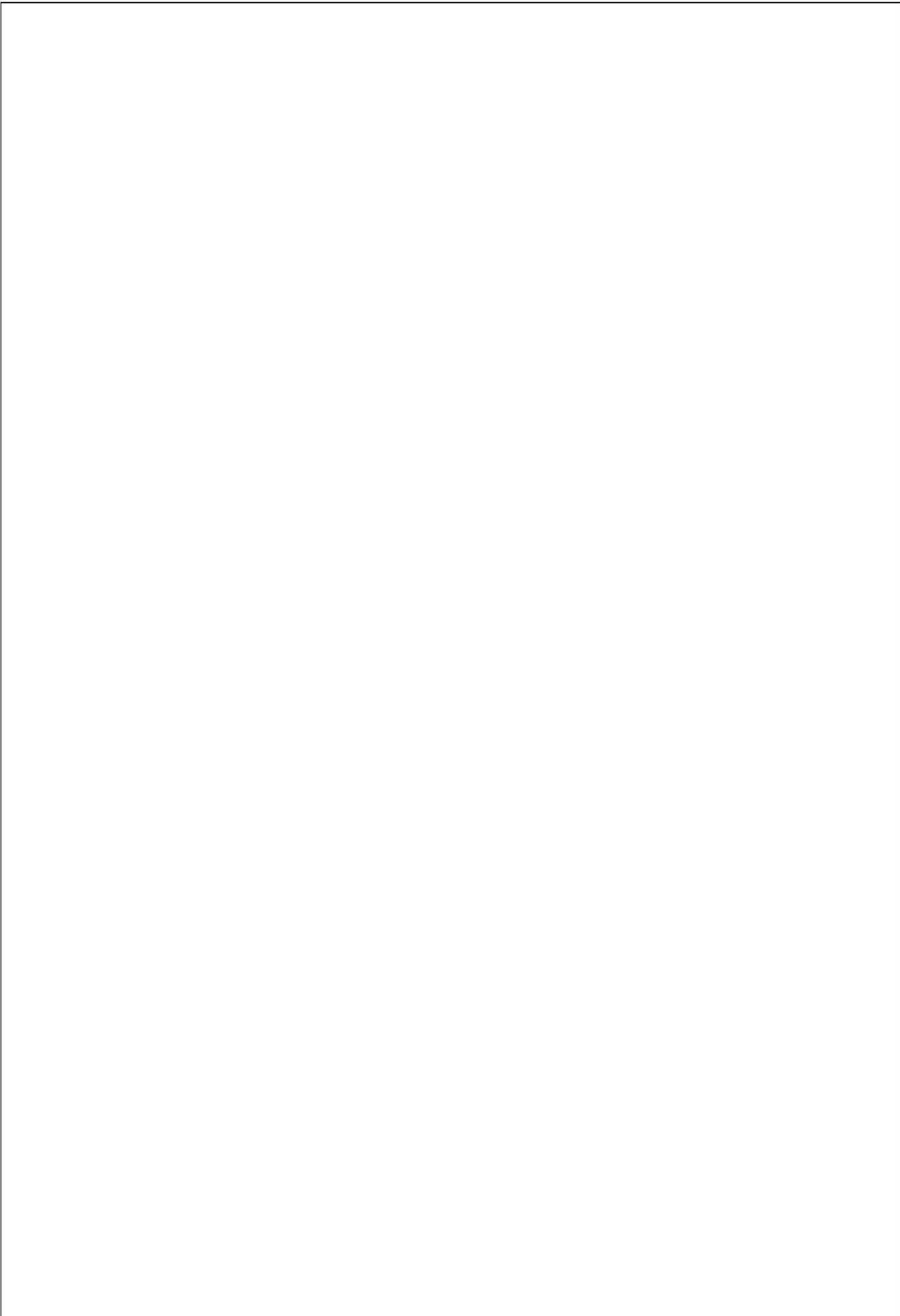
### (目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、本市の過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第33条第2項前段の規定により法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域をいう。以下同じ。）内において、製造の事業、農林水産物等販売業（法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税について、島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の特例を定めることを目的とする。

### (特例適用の範囲)

第2条 この条例の規定による特例の対象となる固定資産は、過疎地域の区域内において、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和3年3月31日までの間に、青色申告書を提出する個人又は法人が、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した場合の当該特別償却設備である当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）とする。

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円



新 条 文

(設置)

第1条 島田市は、市民の保養及び休養並びにふれあい、交流及び研修の場を提供することにより、地域の振興を図り、もって過疎地域の持続的発展に資するため、川根温泉ホテルを設置する。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、ホテルの管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 事業計画書の内容が、島田市過疎地域持続的発展計画に基づき川根地区の総合的な振興を図るものであること。

(4) 省略

# 対 照 表

## 旧 条 文

(設置)

第1条 島田市は、市民の保養及び休養並びにふれあい、交流及び研修の場を提供することにより、地域の振興を図り、もって過疎地域の自立促進に資するため、川根温泉ホテルを設置する。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、ホテルの管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 事業計画書の内容が、島田市過疎地域自立促進計画に基づき川根地区の総合的な振興を図るものであること。

(4) 省略

例規名 島田市子育て世代型住宅条例

新 条 文

(設置)

第1条 島田市は、良好な居住環境を備えた子育て世代向けの賃貸住宅を提供することにより、川根地区（編入前の榛原郡川根町の区域をいう。）における人口の流出の抑制及び活力ある世帯の定住の促進を図り、もって当該地区の活性化に資するため、子育て世代型住宅（共同施設（児童遊園及び駐車場をいう。以下同じ。）を含む。次条において同じ。）を設置する。

# 対 照 表

## 旧 条 文

(設置)

第1条 島田市は、良好な居住環境を備えた子育て世代向けの賃貸住宅を提供することにより、過疎地域における人口の流出の抑制及び活力ある世帯の定住の促進を図り、もって当該地域の活性化に資するため、子育て世代型住宅（共同施設（児童遊園及び駐車場をいう。以下同じ。）を含む。次条において同じ。）を設置する。

# 議案第80号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市教育センター条例

### 新 条 文

(名称及び位置)

第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
島田市教育センター	島田市相賀2510番地

# 対 照 表

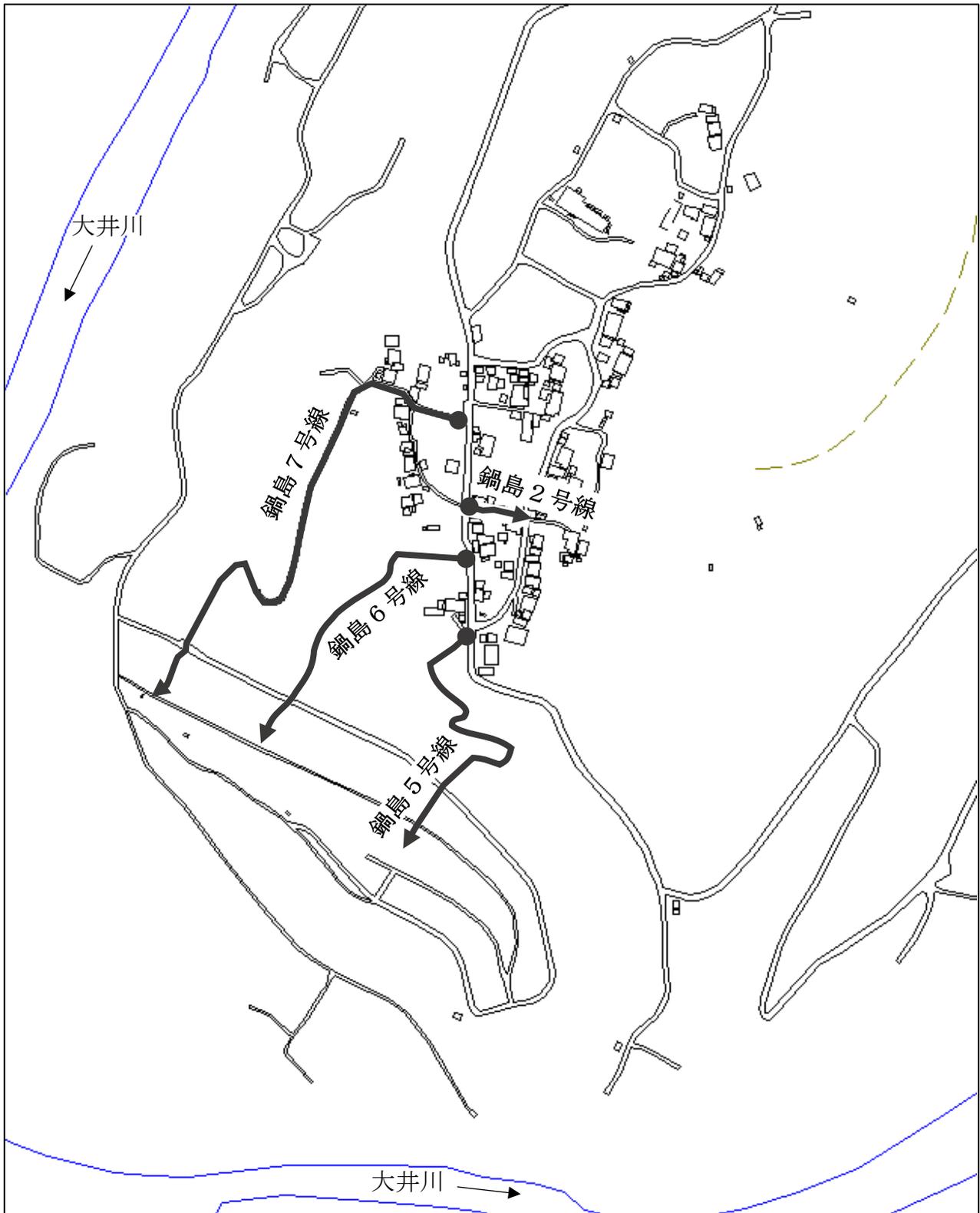
## 旧 条 文

(名称及び位置)

第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
島田市教育センター	島田市相賀2511番地の1

市道廃止路線位置図



市道廃止路線位置図

